

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成29年11月2日(2017.11.2)

【公開番号】特開2016-176274(P2016-176274A)

【公開日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2015-58101(P2015-58101)

【国際特許分類】

E 05 F 7/00 (2006.01)

【F I】

E 05 F 7/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成29年9月20日(2017.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開口部を有し、内部の収納部に収納物を収納する本体と、

前記開口部を開閉可能にする蓋体と、

板状体であって、前記本体の前記底面側に位置する下側位置と前記底面の上方に退避した上側位置との間に移動自在にされた検出板と、

前記蓋体が前記開口部の全面を開放している時に前記検出板を前記上側位置に停止させる保持力が前記検出板に作用し、かつ前記蓋体が前記開口部の全面を閉鎖している時に前記保持力が解除されるように前記蓋体の開閉動作を前記検出板に伝達する連動部材と、

前記底面側に位置し、前記検出板を検出する検出部材と、
を備えた収納装置。

【請求項2】

前記連動部材は、第1勘合部を有し、

前記検出板は、第2勘合部を有し、

前記第1勘合部と前記第2勘合部とは、互いに勘合するように構成されている、

請求項1に記載の収納装置。

【請求項3】

前記第1勘合部及び前記第2勘合部のいずれか一方が凸部に形成され、

他方が凹部に形成されている、

請求項2に記載の収納装置。

【請求項4】

前記検出板は、平面視における前記底面の長辺に平行な軸廻りに回転自在に支持された

請求項1乃至3のいずれかに記載の収納装置。

【請求項5】

前記検出部材は、前記連動部材に形成された貫通孔の下方に配置され、

前記検出板は、前記貫通孔に対応する突起を有する、

請求項1乃至4の何れかに記載の収納装置。

【請求項6】

前記蓋体が下端部を軸に回転自在に支持され、

前記連動部材は、第1の端部が前記蓋体に一体的に取り付けられ、前記第1の端部に平行な第2の端部を、前記底面側で回転自在に支持された前記検出板に当接する、

請求項1乃至5の何れかに記載の収納装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

検出板4は、矩形の板状体である。検出板4は、本体1の内部における収納部底面3よりも背面側の位置で、下端部から両側方に延出した軸41を側面板15, 16の図示しない穴部に嵌入させている。検出板4は、本体1の底面板14側に位置する下側位置と底面板14と反対側(上面板13側)である上側位置との間に移動自在に設けられている。検出板4は、本体1内で略水平又は水平となる下側位置と所定角度傾斜した状態である上側位置との間で軸41を中心に回転自在に支持されている。言い換えると、検出板4は、軸41を中心に、上端部が本体1の内部における下側かつ蓋体2側と上側との間で移動可能となるように回転する。つまり、下側位置で支持されているとは、検出板4の上端部が本体1の内部における下側かつ蓋体側2に位置する場合である。また、上側位置で支持されるとは、検出板4の上端部が本体1の内部における上側に位置する場合である。検出板4は、収納部底面3よりも僅かに小さい収納部底面3に匹敵する面積にされている。軸41は、検出板4が下側位置で収納部底面3に密着できるように、収納部底面3よりも上方に配置する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

収納部底面3には、水平状態で検出スイッチ5に対向する位置に貫通孔32が形成されている。また、収納部底面3には、2つの第1勘合部が形成されている。言い換えると、収納部底面3には、上方に突出した、第1勘合部に相当する凸部33が2箇所に形成されている。凸部33は一例として平面視において円形を呈しているが、これに限るものではない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

検出板4には、下側位置で貫通孔32を通過する突起42が形成されている。検出板4には、第2勘合部が形成されている。検出板4には、凸部33に対向する、第2勘合部に相当する凹部43が形成されている。凹部43は、円形の貫通孔であるが、凸部33の全体が嵌入することを条件に、これに限るものではない。また、収納部底面3に凹部を形成し、検出板4に凸部を形成することもできる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

図2(B)に示すように、蓋体2が本体1の開口部11を開放している状態では、収納部底面3の第2の端部である後端部34が検出板4を押し上げる。収納部底面3がこの発明の運動部材に相当する。このため、検出板4は上側位置にあり、開口部11を経由して収納部底面3が外部に露呈する。開口部11を経由して本体1内に収納物を投入できる。本体1内に投入された収納物は、蓋体2が開口部11を閉鎖すると、収納部底面3上に載置された状態で収納される。なお、図2(A)及び(B)に示す例では、蓋体2は略45度の角度範囲で回転しているが、収納部底面3の後端部34が検出板4から外れない範囲で蓋体2を回転させることができる。